

柏崎刈羽原子力発電所 に関する原子力規制検査の現状について

令和6年11月11日

原子力規制庁

(1) 令和5年度原子力規制検査等の結果

○検査指摘事項

【原子力施設安全及び放射線安全関係】

	件名	概要	重要度 深刻度
第4 四半期	柏崎刈羽原子力発電所7号機 工事を行う場合のアクセス ルートに対する不十分な影響 評価によるアクセスルートの 確保失敗	令和5年12月27日、停止中の柏崎刈羽原子力発電所7号機において、重大事故等対処設備（以下「SA設備」という。）に係る保安規定の適用を開始する前までに行う重大事故等発生時に係る訓練のシナリオの確認のため、原子力検査官が可搬型SA設備の配置場所から接続場所に至るアクセスルートの現場ウォークダウンを実施したところ、アクセスルート上で工事が行われていることを確認した。事業者を確認した結果、当該工事がアクセスルートへ及ぼす影響評価を実施していなかった。その後、事業者が影響評価を実施したところ、工事に伴う仮設構造物の一つが、当該構造物周辺へのアクセスルートに影響を及ぼす可能性が否定できず、アクセスルートの一部が確保できていないことを確認した。	緑 —

【核物質防護関係】

	概要	重要度 深刻度
第2 四半期	防護区域境界扉の監視用照明装置が一時稼働していなかったもの。	緑 SL IV
第3 四半期	個人の信頼性確認のために行う随時の薬物検査結果の誤判定により、陽性反応者を防護区域内施設へ一時的に入域させたもの。	緑 SL IV

○総合的な評定

令和2年度に対応区分が第4区分となり、令和3年度及び令和5年度まで追加検査を実施した。令和5年度においては、同発電所全体で検査指摘事項3件が確認されたが、重要度「緑であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。対応区分は、同発電所において第4区分であったが、追加検査の結果を踏まえ、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。したがって、対応区分は第1区分とする。

(2) 令和6年度(第1及び第2四半期)の検査指摘事項

○検査指摘事項

【原子力施設安全及び放射線安全関係】

なし

【核物質防護関係】

柏崎刈羽原子力発電所の防護区域内に、必要な手順を経ず、持込時の点検も十分にされないまま、ボンベ2本が持ち込まれたもの。(第2四半期)

柏崎刈羽原子力発電所の核物質防護事案に対する規制対応①

追加検査後のフォローアップ

- ・追加検査終了時に今後も基本検査で重点的に監視することとした重点項目（①荒天時の監視、②PP-CAPの運用、③核物質防護モニタリング室の活動）について、東京電力の取組状況を継続的に監視している（**四半期毎に状況を取り纏め報告**）。
- ・令和6年10月9日、原子力規制委員会は、重点項目について、東京電力が自律的な改善活動を継続していることを確認した（令和6年度第37回原子力規制委員会臨時会議）。
- ・引き続き、基本検査により東京電力の取組状況を確認する。

（参考；これまでの経緯）

令和2年度にIDカード不正使用事案、防護設備の機能の一部喪失事案が発覚し、追加検査を開始。

- ・東京電力及び関係企業のセキュリティ対策への認識の甘さや設備保全等の対応の不備を踏まえ、原子力規制委員会は追加検査（重点的な検査）を行うこととし、同時に核燃料の移動禁止の措置を命じた。
- ・追加検査の主な内容は、①原因・背景要因の特定、②東京電力の報告書内容確認、③設備面・運用面の対策の効果、④東京電力の改善措置を一過性のものとししない仕組の構築。

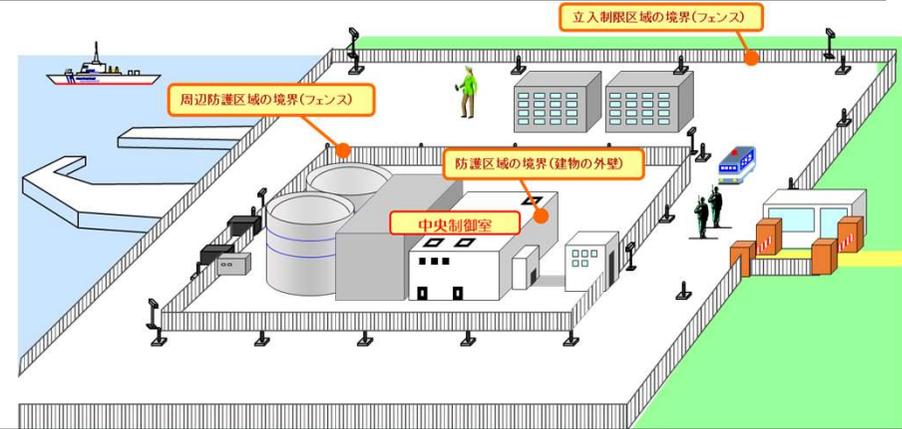
令和5年12月、東京電力の改善状況を確認した結果を踏まえ、追加検査を終了。

- ・核物質防護措置は改善され、たとえ対応に不備が発生しても自律的に改善する仕組が定着しつつあると判断し、令和5年12月27日、追加検査を終了して核燃料の移動が可能である旨通知した。
- ・追加検査結果等を踏まえ、「東京電力については、柏崎刈羽原子力発電所の運転主体としての適格性の観点から、原子炉を設置し、その運転を適確に遂行するに足る技術的能力がないとする理由はない」とする平成29年12月の判断を「変更する理由はない」と結論づけた。

柏崎刈羽原子力発電所の核物質防護事案に対する規制対応②

柏崎刈羽原子力発電所におけるボンベの持込事案

・令和6年7月31日の日常検査において、「破壊行為の用に供され得る物品」であるプロパンガスボンベ1本及び酸素ボンベ1本（以下「当該物品」）が、必要な手続を経ずに、持込時の点検も十分になされないまま、防護区域内（4号機熱交換建屋）に持ち込まれていたことを把握した。



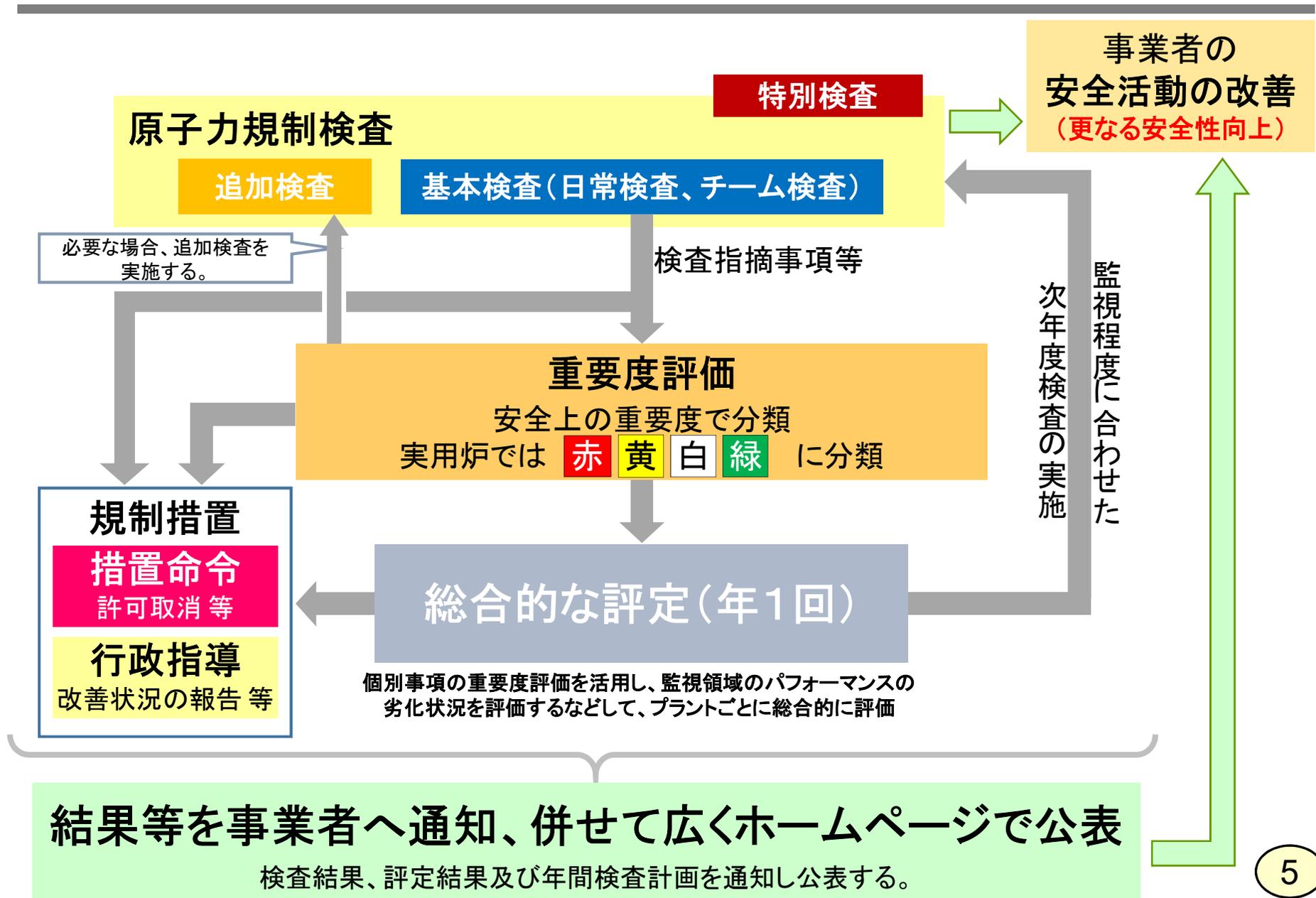
検査において以下を確認

入域手続き	持ち込み物品の申請	区域境界での確認
立入制限区域	○（当該物品の立入制限区域における申請対象外）	○（当該物品は申請対象外のため、点検時に指摘せず）
周辺防護区域以降	×（当該物品の周辺防護区域以降における申請が必要だったが、申請していなかった）	×（当該物品が申請対象外の物品だと勘違いし、点検時に指摘せず）

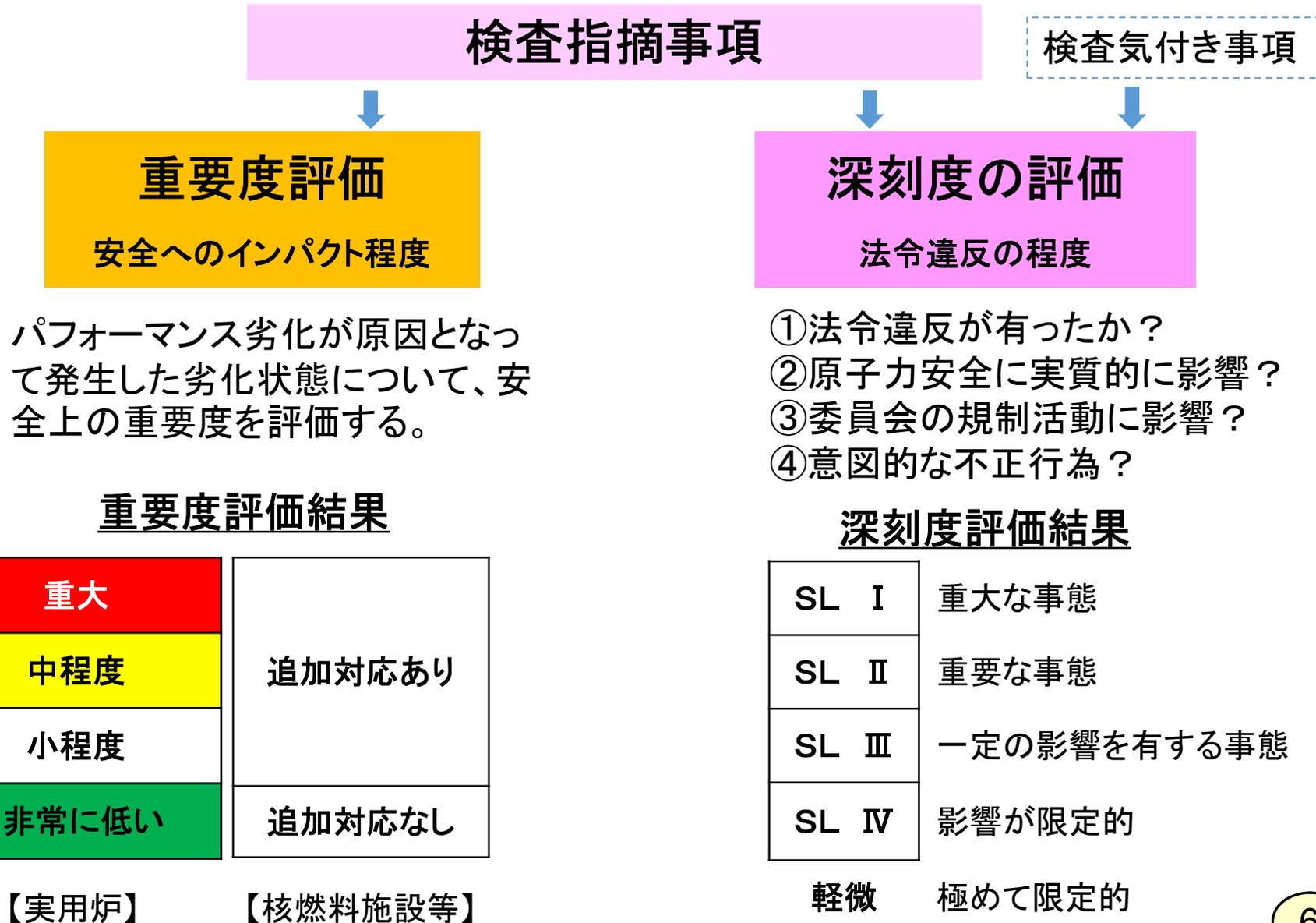
評価結果（暫定）

重要度：緑（安全確保の機能又は性能への影響があるが、限定的かつ極めて小さなものであり、事業者の改善措置活動により改善が見込める水準）
 深刻度：S L IV（通知なし）（核物質防護上の影響が限定的であるもの、又はそうした状況になり得たものであり、規制措置は不要）

<参考> 新たな検査制度の流れ ①



<参考> 新たな検査制度の流れ ②



<参考> 新たな検査制度の流れ ③

全てのプラント

区分	事業者による対応	規制機関による対応	監視領域の劣化	複数又は繰り返しの監視領域の劣化	許容できないパフォーマンス
区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
施設の状態	事業者の自律的な改善が見込める状態	事業者が行う安全活動に軽微な劣化がある状態	事業者が行う安全活動に中程度の劣化がある状態	事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態	監視領域における活動目的を満足していないため、プラントの運転が許容されない状態
評価基準	緑のみ	白が1か2	白が3 or 黄が1	黄が2 or 赤が1 or 繰返しなど	施設の許認可、技術基準その他規制要求又は命令の違反が複数あり、悪化している場合等
検査項目	・基本検査のみ (事業者の是正処置)	・基本検査 ・追加検査1 (40時間目安)	・基本検査 ・追加検査2 (200時間目安)	・基本検査 ・追加検査3 (1000~2000時間目安)	

※【詳細】実用発電用原子炉の対応区分

https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/jitsuyo_tsuikakensa.html

※【詳細】核燃料施設等の対応区分

https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/kakunen_tsuikakensa.html